

議案第 1 1 3 号

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

町職員の期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 1 5」を「1 0 0 分の 1 1 0」に、「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 1 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 1 5」を「1 0 0 分の 1 1 0」に、「1 0 0 分の 6 5」を「1 0 0 分の 6 2 . 5」に、「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 1 5」に、「1 0 0 分の 7 0」を「1 0 0 分の 6 7 . 5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の

規定は、公布の日から施行する。

(令和3年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和3年3月に支給する期末手当については、改正後の第16条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の15」とし、改正後の第16条第3項中「100分の10」とあるのは「100分の5」とする。

瑞穂町職員の給与に関する条例 新旧対照表

| 新 | 旧 | | |
|---|---|--|---|
| <p>第1条から第15条の2 略 (期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の110</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の115</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="229 1149 780 1200"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>第16条の2から第23条 略</p> <p>別表第1から別表第4 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>(令和3年3月に支給する期末手当に関する</u></p> | 略 | <p>第1条から第15条の2 略 (期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の115</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="839 1149 1390 1200"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>第16条の2から第23条 略</p> <p>別表第1から別表第4 略</p> | 略 |
| 略 | | | |
| 略 | | | |

特例措置)

2 令和3年3月に支給する期末手当について
は、改正後の第16条第2項中「100分の25」
とあるのは「100分の15」とし、改正後の第
16条第3項中「100分の10」とあるのは「10
0分の5」とする。